

単価契約仕様書

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

(担当 明石・柳原 電話 075-222-3939)

件名	子ども医療支給制度リーフレット（英語版・中国語版・ハングル語版）翻訳及び版下作成委託の翻訳及び版下作成
納期限	令和7年8月29日（金）まで
契約条件	別紙のとおり。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

(単価契約) 子ども医療支給制度(英語版・中国語版・ハングル語版) 翻訳及び版下作成業務 委託仕様書

業務委託契約について

この仕様書は、京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課が発注する子ども医療支給制度リーフレットの翻訳及び版下作成業務に関する単価契約の仕様を定めるものです。受託者は、本仕様書に基づき業務を履行してください。

1 業務内容

本業務は、京都市(以下「本市」という。)が提供する子ども医療支給制度に関する日本語原稿を以下の3言語に翻訳し、各言語の翻訳原稿を作成するとともに、日本語版のレイアウトに準じた版下作成を行うものです。

- (1) 対象言語: 英語、中国語(簡体字)、韓国・朝鮮語(ハングル語)
- (2) 作業内容: 日本語原稿の翻訳、各言語の翻訳原稿作成、レイアウト調整を含む版下作成
- (3) 特記事項: 前年度作成されたリーフレットからの修正部分の翻訳および版下作成が主な内容となります。

2 委託の範囲

日本語原稿の3言語への翻訳および版下作成業務全体を委託します。

3 仕様詳細

(1) 言語の指定

- ア 英語
- イ 中国語(簡体字)
- ウ 韓国・朝鮮語(ハングル語)

(2) 翻訳対象の分量

日本語原稿の文字数は、修正箇所を中心に約500文字を想定しています。ただし、校正によって文字数が増減する場合があります。

(3) 使用フォント

フォントの取扱いについて、貴社にて作成いただく版下データ(PDFファイル)について、使用フォントを必ず埋め込んでいただけますようお願いいたします。フォントの埋め込みができない場合、ファイルを開いた環境によって文字化けやレイアウト崩れが発生する可能性があるため、埋め込みは必須の対応となります。

(4) レイアウト

日本語版リーフレットのレイアウトに準じて作成してください。

4 原稿

翻訳対象の日本語原稿は、PDF形式(ワード形式でも提供可)で電子メール等により提供します。

【注意】 原稿の一部差し替えが発生する可能性があります。差し替え部分については、確定次第別途提供します。

5 資料提供

業務委託にあたり、以下の資料を提供します。

- (1) 日本語版原稿の新(令和6年度)旧(令和5年度)PDF形式(ワード形式も可)及び前回(令和5年度)作成した外国版原稿のPDFデータ
- (2) 翻訳原稿作成の参考となる「行政用語標準訳語リスト」

6 翻訳及びページ作成の品質管理

(1) 翻訳者の資格と能力

原則として、対象言語を母語とし、日本語検定2級レベル以上程度の日本語能力を有する者が翻訳を行ってください。日本語を母語とする者が翻訳を行う場合は、客観的にその能力を証明できる以下の認定試験等に合格していることを必須とします。

ア 英語：実用英語技能検定1級、TOEIC950点相当

イ 韓国語：ハングル能力検定試験1級または韓国語能力試験6級相当

ウ 中国語：中国語検定試験1級相当

※ 本市が求める水準に満たないと判断した場合、翻訳者の変更を要求することがあります。

(2) チェック体制

翻訳内容については、翻訳を行った者とは別の者がチェックを行ってください。

チェックを行う者は、その対象言語を母語とする者であることを必須とします。

7 納品物

翻訳および版下作成完了後、以下の成果物を提出してください。

(1) 業務完了届：翻訳者およびチェック者の氏名、母語、日本語能力（認定試験等のレベル）、翻訳対象言語の能力（認定試験等のレベル）を記載してください。

(2) 翻訳に関する納品物：

① 翻訳者が最初に作成した原翻訳データ（ワード形式等）

② ①に対するチェック結果、修正・指摘内容等が確認できるデータ（ワード形式等）

③ ②を反映した最終翻訳データ（ワード形式およびPDF形式）

【重要】 ②のチェック結果が不十分である場合、または③の最終翻訳内容に文意のずれが見られると本市が判断した場合、再度の翻訳作業を要求することがあります。

8 納品方法と納期限

版下完成後、以下の納品物と納期限を厳守して子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課へ納品してください。

(1) 納期限

令和7年8月29日（金）まで

(2) 納品物

ア PDF形式データ（テキストデータを含む）

イ ワード形式のデータ

※納品データは、フォントが埋め込まれた形式でお願いいたします。

9 支払方法

業務完了後、受託者の請求に基づき支払う。

10 履行場所

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

11 成果物の権利帰属

本業務により作成された成果物に係る著作権等の一切の権利は、本市に帰属するものとします。

12 損害の負担

成果物に関連して発生した損害（第三者に与えた損害を含む）は、全て受託者の負担とします。ただし、本市の過失によって生じた損害については、この限りではありません。

13 その他

本仕様書に記載のない詳細については、担当職員の指示に従ってください。

